



島根県報

令和2年2月18日（火）

号外 第 1 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第77号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル		
一般国道	314号	雲南市木次町西日登3272番15地先から同番3地先まで	前	15.46～37.23	188.35	雲南県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	15.49～38.56	188.35		
"	"	雲南市木次町湯村1640番1地先から同地先まで	前	18.34～20.82	15.00		災害防除工事 拡幅
			後	24.77～26.67	15.00		
"	261号	江津市松川町八神105番3地先から同575番2地先まで	前 A	8.83～37.41	412.03	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	8.83～37.41		412.03
				B	8.99～37.41		405.86
県道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅1355番地先から同1537番7地先まで	前 A	4.03～12.50	303.78	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.03～12.50		303.78
		B		8.54～70.34	214.31		浜田県土整備事務所

〃	〃	浜田市三隅町三隅2124番3地先から同地先まで	前	5.88～ 8.98	95.64	道路改良工事 拡幅	
			後	11.23～ 18.65	97.97		
〃	浜田八重可 部線	浜田市旭町都川353番1地先から同町市木1189番1地先まで	前 A	5.51～ 8.87	112.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置 拡幅	
			後	A	8.30～ 18.81		112.50
				B	4.80～ 9.78		120.76

島根県告示第78号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ864番12地先から同番25地先まで	メートル 73.00	令和2年 2月18日	浜田県土整備 事務所	
〃	261号	江津市松川町八神105番3地先から同番575番2地先まで	405.86	令和2年 2月18日		